

I 令和7年度栄養教諭新規採用者研修実施要項

1 目的

栄養教諭として基礎的・専門的な知識・技能と使命感の向上を図るとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための幅広い知見を得る。

2 対象

令和7年度採用の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の栄養教諭（以下、「研修教員」という。）とする。 ※過年度未受講者を含む。

3 内容

研修内容は次のとおりとする。

- （１）校外研修 年間10日（開講式1日、基本研修2日、防災教育研修1日、自然体験研修1日、専門研修4日、学校保健研修会1日）
- （２）校内研修 年間10日

4 期間

研修の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

5 実施主体

栄養教諭新規採用者研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターが実施する。

6 実施体制

- （１）総合教育センターは、研修教員が所属する市町村教育委員会及び研修教員が所属する学校及び共同調理場の協力を得て研修を実施する。
- （２）市町村教育委員会及び学校・共同調理場は、研修の状況を把握し、研修に対し必要な協力を行う。

7 実施計画

- （１）総合教育センターは、実施計画を作成し、教育事務所、市町村教育委員会及び県立学校に通知する。
- （２）実施計画においては、校外研修、校内研修及びその他研修について必要な事項を定める。

8 研修計画等の作成

- （１）校長は、栄養教諭新規採用者研修に係る実施計画に従い、学校の実情に配慮し校内研修計画書を作成する。
- （２）校内研修計画の策定に当たっては、校外研修等との関連に配慮し、校内研修の内容及び時期、その他必要な事項を定め、研修が円滑に実施できるよう配慮する。

9 指導者

県教育委員会は、校内研修が円滑に実施できるよう指導者を派遣する。指導者の資格、派遣先及び職務内容等は次のとおりとする。

（１）資格

原則として栄養教諭・学校栄養職員の退職者*¹とする。

* 1 研修教員以外に栄養教諭又は学校栄養職員が配属されている共同調理場においては、同調理場内で担当指導者（以下「調理場内担当指導者」という）を決めて指導を行う。

（２）派遣先

イ 研修教員が配属されている単独調理校

- ロ 研修教員が配属されている共同調理場のうち、研修教員以外に栄養教諭又は学校栄養職員が配属されていない共同調理場*²

*² 研修教員以外に栄養教諭又は学校栄養職員が配属されている共同調理場においては、同調理場内で担当指導者（以下「調理場内担当指導者」という）を決めて指導を行う。

(3) 職務内容は以下のとおりとする。

- イ 学校及び共同調理場の行う校内研修計画の立案に参画する。
- ロ 校内研修計画に従い、研修教員に対して実務上必要な事項について指導及び助言を行う。
- ハ 研修教員の職務に関する種々の相談に応じる。
- ニ 校長に対して、研修に係る連絡と報告を適宜行う。
- ホ 校内研修報告書（指導者分）を作成し、校長に提出する。

(4) 旅費及び謝金等の支給について

- イ 指導者には、県の旅費規程に基づき、指導者の居住地から学校又は共同調理場までの旅費を支給する。
- ロ 指導者には県の規定に基づき、謝金を支給する。
- ハ 校長は、月間校内研修報告書（指導者分）を作成し、市町村教育委員会経由で教育事務所に提出する。
- ニ 当月分を翌月に支払う。
- ホ 必要額は、教育庁教職員課から教育事務所及び県立学校へ令達し、教育事務所及び県立学校が指導者に支給する。
- ヘ 教育事務所及び県立学校は、年度最初の訪問時に「債権者登録届出書」「口座振込依頼書」を指導者から受け取り、旅費及び謝金を本人口座へ振り込む。

(5) その他

- イ 派遣期間は、4月から12月までとする。
- ロ 指導回数は、期間中に6回とする。
- ハ 原則として、1回の派遣で3時間を目安として指導及び必要な業務を行う。
- ニ 同一日に給食の流れについて指導する場合は、特例として6時間の研修を行い2日分とみなしてよい。ただし、校内研修は一定の期間を通じて研修教員の資質・能力を育むものであるため、このような形態での「みなし研修」は、原則1回のみとする。
- ホ 指導者及び調理場内担当指導者は、研修教員の研修中に、職務を代わって行うことはできない。
- ヘ 給食管理、衛生管理に関する指導において、調理室内での指導が含まれるため、検便を実施しなければならない。教育事務所及び県立学校は、検査費用（年2回分）を令達する。

10 研修に係る校内体制

- (1) 校長は、研修教員が講義等を受ける際には、校内及び共同調理場内の体制を整備し、業務に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭等は、校内研修計画書に従い、研修内容に応じて研修教員の指導等を行い、研修教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

11 研修報告

(1) 市町村立学校の場合

- イ 校長は、全ての研修終了後、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を作成し、市町村教育委員会に提出する。
- ロ 市町村教育委員会は、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を総括し、教育事務所に提出する。
- ハ 教育事務所は、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）について、総合教育センターに提出する。

(2) 県立学校の場合

校長は、全ての研修終了後、校内研修報告書及び校内研修報告書（指導者分）を作成し、総合教育センターに直接提出する。

12 その他

(1) 学校栄養職員としての勤務経験を有する研修教員の受講免除について

令和元年度末までに学校栄養職員等新規採用者研修を受講済である研修教員は、校内研修における県派遣指導者又は調理場内指導者による指導の6日を全て免除する。校内研修における、指導者の指導を受ける6日を全て免除する。

(2) この要項は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。